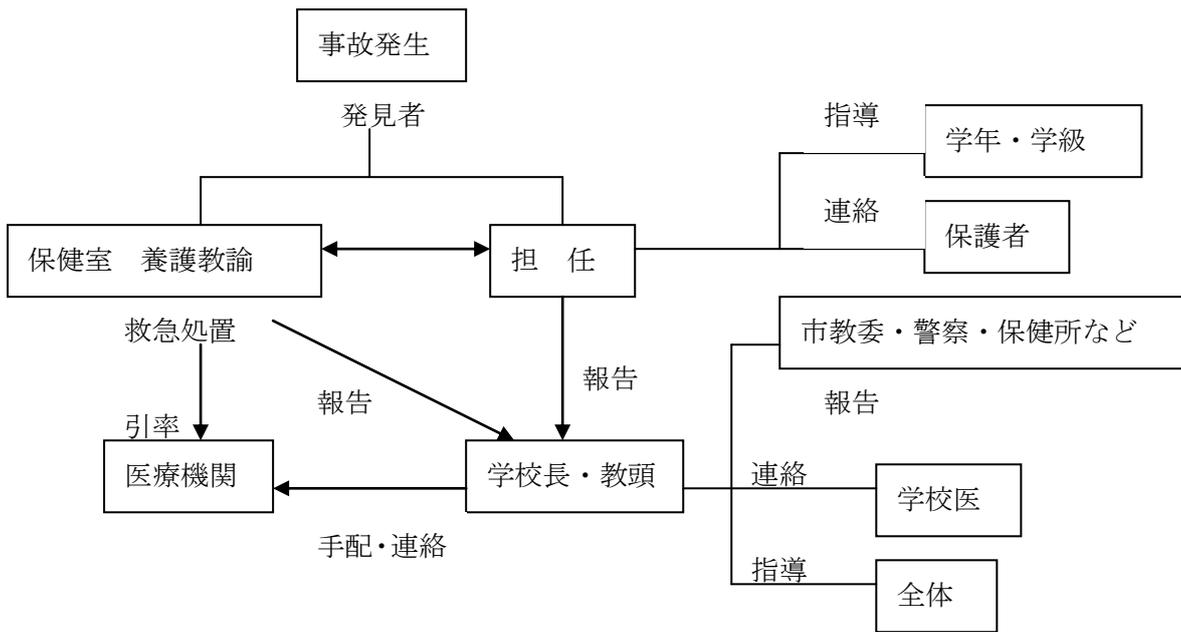


事故発生時の体制について



① 応急処置（その場に居合わせた職員・教諭・養護教諭）

適切な応急処置をほどこすと同時に医師の手当てが必要であるかを判断する。

② 事故発生状況の把握

本人やその場に居合わせた児童から状況を聞く。

（いつ・どこで・何をしていた・どこが・どのようになって・どうなった）

③ 連絡

○ 学級担任と養教は連絡を密にし、適切な処置をするための協力体制をとるとともに、学校長へ事故発生状況を報告する。

また、必要に応じて、学校医に連絡、指示を受ける。

○ 家庭への連絡は原則として担任がおこない、医療機関選定について相談する。

○ 保護者不在の時は、医療機関を学校で選定し、受診後保護者に連絡する。

※ 特に緊急時の情報提供についての同意のない家庭については、連絡をつけて一緒に受診するようにする。

○ 保護者の方が、医療機関へ来ていただく時は、保険証の持参を依頼する。

④ 移送

○ 移送は、学校長の指示により原則としてタクシーを使用する。

○ 一刻を争う場合は、学校長へ報告し、救急車を要請する。

119 番または狭山消防署 366-0055

○ 引率は、養教や管理職とし、場合によっては学級担任も付き添う。

その際、保健調査票（同意書付）、スポーツ振興センター申請用紙を持参する。

⑤ その他

○ 保護者には、日本スポーツ振興センター共済制度について説明する。

○ 養護教諭不在時は、その場に居合わせた職員、管理職、学級担任で処置、連絡にあたる。